

第40号議案

神戸市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件
神戸市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年3月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例
神戸市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか，同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は，人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

理 由

正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し，時間数の上限その他必要な事項を人事委員会規則に委任するに当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(時間外勤務等)

第7条 略

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。